

整理番号 2020M-011  
補助事業名 2020年度公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境に係る調査研究  
補助事業  
補助事業者名 一般財団法人ニューメディア開発協会

## 1 補助事業の概要

### (1) 事業の目的

マイナンバーカードを用いたデジタルチケットの実用化に向け、応用や展開の場として大阪万博を捉え、eIDとの本人確認用途での相互利用を実現するため、運用環境を含む技術的な調査及び比較検討を行う。

### (2) 実施内容

公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境に係る調査研究

この調査研究の調査プロジェクトチーム（委員会）を立ち上げ、次の調査及び検討を行った。

- ① 国内eIDカード（マイナンバーカード）と海外eIDカードの仕様を比較し、現状を把握するため、国内外の公的なeIDカードに関する現況調査を実施した。
- ② 公的個人認証サービス（JPKI）の仕様と仕組みを理解するため、公的個人認証サービスに関する調査を実施した。
- ③ 欧州連合（EU）では、eIDAS規則に基づき、EU加盟国間においてeIDを相互利用するスキームが確立されていることから、このeIDAS規則を理解するため、eIDAS規則に関する調査として、以下の調査を実施した。
  - ・ EU内で行われているeIDの相互利用の実現に向けた施策等
  - ・ eIDAS規則に基づくeID連携の仕様及び仕組み  
（構成要素、代表的な処理シーケンス、運用に関わる関係者など）
  - ・ eID連携を実現するための技術的条件
- ④ 公的個人認証サービスとのやりとりが発生する受け側（認証結果を提供する送信国）を想定して、eID連携を実現するための技術的な課題を抽出し、欧州委員会の専門家への確認を実施した。
- ⑤ チケットエージェント事業者に対するヒアリングを通じて、デジタルチケットの現状を調査し、デジタルチケットの各管理プロセス（申込、購入、入場）における課題の整理を実施した。

## 2 予想される事業実施効果

この調査研究では、主に技術的な側面について調査及び検討を行い、今後の実現性に言及した提言を行ったが、制度面及び運用面においても解決すべき課題が明確にな

った。この調査研究は、本人確認用途でeIDの相互利用を実現するために、重要な一歩となる成果を上げることができた。今後、この調査研究結果を府省庁などの関係機関に示し、実現に向けた課題解決への働きかけを行うことで、国内外の垣根を跨いで幅広く使える本人確認手段となるeIDの相互利用展開に寄与する。

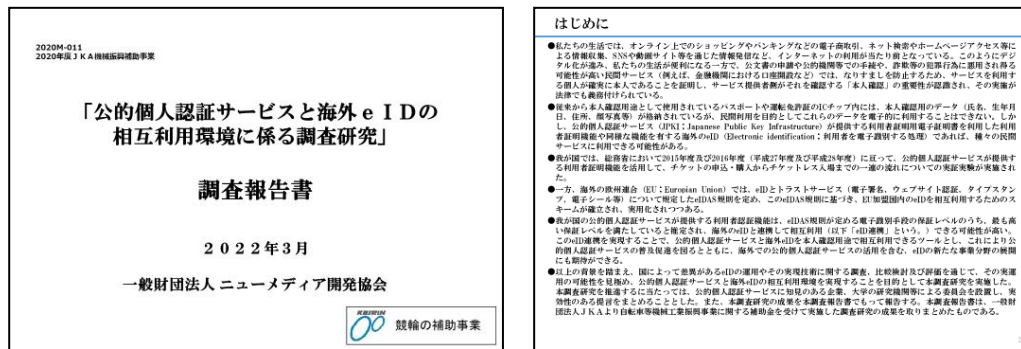
### 3 補助事業に係る成果物

#### (1) 補助事業により作成したもの

##### 2020年度JKA機械振興補助事業

##### 「公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境に係る調査研究」調査報告書

(URL : <https://www2.nmda.or.jp/archives/1671/>)



第1章 調査研究の概要	
1.1 用語及び定義	p. 4
1.2 背景及び目的	p. 6
1.2.1 背景	p. 6
1.2.2 目的	p. 7
1.3 実施内容	p. 8

#### はじめに

- 私たちの生活では、オンライン上でのショッピングやハンズフリーなどの電子認証、ネット検索やホームページアクセスによる情報検索、SNSや動画サイトを通じた情報発信など、インターネットの利用が当たり前となっている。このようにデジタル化が進み、私たちの生活が便利になる一方で、公文書の中継や公的機関等での手続や、詐欺等の悪行に悪用される可能性が高い認証サービス（例えば、金融機関における口座開設など）では、必ずしも活用はできない。サービスを利用する個人が確実に本人であることを証明し、サービス提供者がそれを確認する「本人確認」の重要性が認識され、その実施が法律でも義務付けられている。
- 従前から本人確認用途として使用されているパスポートや運転免許証のeID（チップ内には、本人確認用のデータ（氏名、生年月日、住所、顔写真等）が格納されているが、民間利用を目的としてこれらのデータを革命的に利用することはできない。しかし、公的個人認証サービス（JPKI（Japanese Public Key Infrastructure））が提供する利用者証明用電子証明書を利用した利用者証明機能や同等な機能を有する海外のeID（Electronic Identificationと利用者名電子証明書を含む）では、種々の民間サービスに利用できる可能性が高い。
- 我が国では、総務省において2019年度及び2020年度（平成31年度及び令和2年度）に亘って、公的個人認証サービスが提供する利用者証明機能を用いて、スマートフォンの申込・購入からチケットレス入場までの一連の流れについての実証実験が実施された。
- 一方、海外の欧州連合（EU: European Union）では、eIDとトラストサービス（電子署名、ウェブサイト認証、タイムスタンプ、電子シール等）について規定したeIDAS規則に基づき、EU加盟国中のeIDを相互利用するためのスキームが確立され、実用化されている。
- 我が国の公的個人認証サービスが提供する利用者証明機能は、eIDAS規則が定める電子署名手段の保証レベルのうち、最も高い保証レベルを満たしていると推定され、海外のeIDと連携して相互利用（以下「eID連携」という。）できる可能性が高い。このeID連携を実現することで、公的個人認証サービスと海外eIDを本人確認用途で相互利用できるツールとなり、これにより公的個人認証サービスの普及促進を図るとともに、海外での公的個人認証サービスの活用を図り、eIDの相互利用環境の構築にも期待ができる。
- 以上の背景を踏まえ、国によって異なるeIDの運用やその実用化に関する調査、比較検証及び評価を通じて、その実用性の可能性を認め、公的個人認証サービスと海外eIDの相互利用環境を実現することを目的として本調査研究を実施した。本調査研究を実施するに当たっては、公的個人認証サービスに知見のある企業、大学の研究機関等による委員会を設け、実証的のある調査を実施することとした。また、本調査研究の成果を本調査報告書として報告する。本調査報告書は、一般財団法人JNAより自動車振興工業振興事業に関する補助金を受けて実施した調査研究の成果をとりまとめたものである。

#### 1.1 用語及び定義 (2)

- 電子識別 (electronic identification, eID)
  - 電子識別とは、自然人（若しくは法人又は法人を代表する者）を一意的に示す電子的な方式による個人識別データを使用し、当該個人を電子識別する機能を含む。
  - 公的個人認証サービスでは、利用者証明用電子証明書を使用して利用者を確認する処理（以下「利用者証明機能」といふ）が、この電子識別（以下「eID」という。）に該当する。
- 個人識別データ (person identification data)
  - 個人識別データとは、自然人（若しくは法人又は法人を代表する者）の同一性を識別を可能にするためのデータ群をいう。
  - マイナンバーは、「氏名を記載し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤として、住民票を有する全ての人に広く取り扱われる。」と「一人一ID」の趣意である。個人番号カードにはマイナンバーが記載されているが、公的個人認証サービスでは、このマイナンバーを個人識別データとして使用していない。公的個人認証サービスでは、利用者証明用電子証明書に格納されているデータが個人識別データに該当する。
- 電子識別スキーム (electronic identification scheme)
  - 電子識別スキームとは、自然人（若しくは法人又は法人を代表する者）に対して、電子署名手段を発行する電子識別のためのスキームをいう。
  - 公的個人認証サービスは、この電子識別スキームに該当する。
- 電子署名手段 (electronic identification means)
  - 電子署名手段とは、個人識別データを含む、かつ、オンラインサービスのための確認に使用される有形及び/又は無形のユニットをいう。
  - 公的個人認証サービスでは、当該サービスによって発行された利用者証明用電子証明書を格納している個人番号カードが該当する。

注記：我が国の個人番号カードには利用者証明用電子証明書以外に、例えば、電子署名のようなくとらスキームで使用する署名用電子証明書を格納されている。本調査報告書では、利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書（又は、これらと同様の機能を有する電子証明書）を格納した入れ物（ICカード）を「IDカード」と称する。なお、利用者証明用電子証明書（又は、これらと同様の機能を有する海外の電子証明書）を格納した入れ物（ICカード）を指す場合は、上記と区別して「換装のIDカード」と称する。

また、海外には利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書（又は、これらと同様の機能を有する電子証明書）を格納した入れ物として、ICカード以外にeIDが存在する。そこで、本調査報告書では、これらの電子証明書を格納したICカード以外の入れ物を「IDカード等」と称する。

#### 1.1 用語及び定義 (1)

本調査報告書で用いる主な用語及び定義は、次による。

- 公的個人認証サービス (Japanese Public Key Infrastructure, JPKI)
  - 公的個人認証サービスとは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営する「利用者署名用証明書」及び「署名用証明書」が発行する電子証明書をもつて、インターネットを通じて署名・電子実行等を行ったとき、他によるなりすまし申請や電子データが過信途中で改ざんされていないことを確認するための機能を全国どこにいても利用可能な安心に提供できるサービスである。
  - 公的個人認証サービスが提供する公開鍵暗号方式は、秘密鍵と公開鍵が対となり、片方の暗号暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。
- 利用者証明用電子証明書
  - 利用者証明用電子証明書とは、インターネットを閲覧する際などに、基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）無しで利用者本人であることを証明する仕組みをいう。
- 署名用電子証明書
  - 署名用電子証明書とは、インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされていないかどうかを確認することができる仕組みをいう。
- eIDAS規則 (REGULATION (EU) No 910/2014)
  - eIDAS規則とは、欧州議会と理事会によって2014年7月23日に制定され、2014年9月17日に発効された「域内市場における電子取引のための電子署名及び信頼サービス並びに電子署名の検証に関する規則」をい。従前の電子署名指名称（1999/93/EU）が2014年10月1日をもって廃止されると同時に、一部の条項を除いて、EU加盟国に適用された。
  - eIDAS規則は、電子識別(electronic identification, eID)と信頼サービス(trusted services)について規定した規則である。電子識別に関しては、EU加盟国の電子署名スキームに基づく電子署名手段を承認する条件及び方法等を規定し、信頼サービスには、電子署名、電子シール、電子タイムスタンプ、電子文書、電子記録簿サービス及びウェブサービス提供のための認証サービスに関する法的枠組、電子署名及び電子シールの検証並びに保証について規定している。

備考：eIDAS規則の正式名称は、REGULATION (EU) No 910/2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL OF 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/ECである。

#### (2) (1) 以外で当事業において作成したもの 特になし

4 事業内容についての問い合わせ先

団体名： 一般財団法人ニューメディア開発協会  
(ニューメディアカイハツキョウカイ)

住所： 〒103-0024  
東京都中央区日本橋小舟町3番2号 リブラビル

代表者： 理事長 永松 荘一 (ナガマツソウイチ)

担当部署： 総務グループ (ソウムグループ)

担当者名： 総務グループ長 望月 孔昇 (モチヅキ コウショウ)

電話番号： 03-3869-5030

F A X： 03-3869-5029

E-mail： k.mochizuki@nmda.or.jp

U R L： <http://www2.nmda.or.jp>